収入印紙

※　両面印刷、１部提出のこと。

|  |
| --- |
| 工　事　請　負　請　書 |
| 工事名 | 　 |
| 工事場所 |  |
| 工期 | 着　工　　　　 　　 年 　　 月 　　 日完　成　　　　 　　 年 　　 月 　　 日 |
| 請負代金額 | ￥　　　　　　　－内　工　事　代　金　　　　　　　　　　　　￥　　　　　　　－訳　取引に係る消費税額及び地方消費税の額　￥　　　　　　　－ |
| 図面及び仕様書 |  |
| 摘要 |  |
| 　上記について、山辺町契約に関する規則及び別記事項を順守し、確実に完成いたします。　　年　　月　　日 　　　　　　　　　　　　　　　受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　山辺町長　　　　　　　　 殿 |

　請書記載の工事については、下記条項により請け負います。

１　設計図書（別冊の図書、仕様書等）に基づき、請書記載の請負代金額をもって請書記載の工期内に、同工事を完成すること。

２　貴町の承認を得ず、工事に関する権利義務を他に譲渡し、又は担保に供しないこと。

３　工事の施工に当たっては、貴町の選定した監督職員の指示に従い工事に関する一切の事項を処理すること。

４　設計図書に監督職員の検査を受けるべきものと定められている工事材料を使用するときは、使用前に検査を受けること。

５　貴町が必要ある場合は、工事内容の変更又は工事の打切りを命じられても異議なく、この場合において工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、工事請負変更請書により行うこと。

６　災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。

７　工事が完了したときは、工事完成届に写真を添付して検査を受け、検査に合格したときは遅滞なく目的物を引き渡すこと。なお、必要があると認められるときは、工事目的物の最小限度の破壊及び検査又は復旧に直接要する費用を請負者が負担すること。

８　検査の時期は、届出の日から14日以内、請負代金支払いの時期は、引渡し完了後貴町が適法な請求書を受理した日から40日以内とすること。

９　引渡し以前に生じた一切の損失は全て請負者が負担すること。ただし、損失の原因が貴町の責めに帰するときは除くこと。なお、引渡し後１年以内に貴町の故意又は過失によらない契約不適合が生じたときは無償で補修又は履行の追完をすること。

10　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、当社（私）が負担すること。ただし、損失の原因が貴町の責めに帰するときは除くこと。その他第三者との間に紛争が生じた場合においては、貴町と協力してその処理解決に当たること。

11　天災不可抗力その他正当な事由によらず、工期内に完成しなかった場合は工期末日の翌日から完成の日まで１日につき請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じた額を損害金として請負代金額と相殺され、又は現金で納付すること。

12　請負代金額が定められた期限内に支払われなかったときは、その翌日から支払いのあった日までの日数に応じ請負代金に支払遅延防止法の率を乗じた額の遅延利息を申し受けること。

13　次の各号のいずれかに該当したときはこの契約を解除されても異義なく、この契約を解除されたときは、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として、指定された期間内に納付すること。

(１)　その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(２)　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(３)　前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(４)　請負者が次のいずれかに該当するとき。

　　ア　役等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

　　イ　暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図ることを目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

　　エ　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　　キ　請負者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、町が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

14　貴町の都合でこの契約を解除されたときに損害がある場合は協議の上相当の補償を申し受けること。

15　本件に関し、紛争を生じたときは双方又は一方から建設業法による山形県建設工事紛争審査会に解決のあっせんを申請すること。

16　本件について疑義を生じたときは、協議のうえ定めること。

|  |
| --- |
| 工事請負変更請書 |
| 工事名 | 　 |
| 工事場所 | 　 |
| 完成期日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 原請負額に対する増減額 | 増　額減　額 | ￥　　　　　　　－内　工　事　代　金　　　　　　　　 ￥　800,000円 －訳　取引に係る消費税額及び地方消費税の額　￥　　　　　　－ |
| 図面及び仕様書 | 別紙のとおり |
| 摘要 |  |
| 　　　年　　月　　日に請け負った工事について、上記のとおり変更し、完成いたします。　　年　　月　　日 　　　　　　　　　　　　　　受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　山辺町長　　　　　　　　　　殿 |

収入印紙

「増額」

備考１　「変更前の委託料に対する増減額」の欄の　　　　は、該当するものを○で囲むこと。

「減額」

　　２　減額の場合は、金額を朱書きにすること。